

旧クリーンリサイクルセンター残置物処分委託 仕様書

1. 業務名称

旧クリーンリサイクルセンター残置物処分委託

2. 目的

本業務は、旧クリーンリサイクルセンターに残置する薬剤や廃油、備品等（以下、残置物）を搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い、適正に処分することを目的とする。

3. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和8年10月30日

4. 設計金額

本業務に係る設計金額は公告文に示すとおりであり、残置物のうち鉄くず等の有価物については売買利益等を相殺した費用とする。

なお、設計に計上されておらず、判断できない物については都度発注者と協議すること。

5. 処分対象物の範囲

（1）本業務の対象となる残置物は、取り外しが可能な全ての事業系一般廃棄物及び産業廃棄物等とし、建物と一体となった造り付けの物品や搬出が困難な重量のある物品は本業務の処分対象物から除くものとする。

（2）一般家電（洗濯機、テレビ）については、特定家庭用機器再商品化法の対象として受注者にてリサイクル処分を行うこととする。

6. 提出物及び報告

（1）残置物の運搬に必要な次の許可証の写し等を提出すること。

①一般廃棄物収集運搬業等許可証（北秋田市）

②産業廃棄物収集運搬業許可証（秋田県）

（2）受注者は契約締結後に業務計画書を作成し、発注者に提出すること。

（3）産業廃棄物の処分に際しては、受注者は処分が完了した後、マニフェストを発注者へ提出すること。

（4）有価物については買取証明書を作成し提出すること。

（5）各作業工程における状況を写真撮影により管理し、報告書として提出すること。

7. 業務の完了

対象となる残置物の全撤去を発注者が確認後、報告書（マニフェスト、買取証明書等）の提出をもって業務の完了とする。

8. その他

- （1）本業務履行にあたっては、関係法令等を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すること。
- （2）残置物の搬出に伴い扉等を撤去する場合は、事前に発注者へ確認をとること。
- （3）残置物の搬出に伴い車両を配置する場合は、事前に発注者へ場所を確認すること。
- （4）残置物を施設外に搬出する場合は、飛散・流出しないよう十分注意するとともに、残置物の撤去後は簡易な清掃を実施すること。
- （5）本仕様書に記載のない事項でも、業務遂行上必要と認められる事項については、受注者の責任において行うこと。